

## ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針

### 1 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本構想

#### (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造の基本理念

##### 森・川・海の現状

青森県は、中央部に内湾として陸奥湾が広がり、西側の日本海、北側の津軽海峡、東側の太平洋と三方を海に囲まれている。それぞれの海には、津軽半島や下北半島、白神山地、八甲田山、岩木山等の豊かな森を源として、岩木川をはじめ、赤石川、大畑川、奥入瀬川等の川が、県土を潤しながら流入している。これらの森・川・海は、それぞれが一体となって、豊かな自然を形成し、その中で多数の動植物が生息・生育している。

県土の約7割近くを占める森林は、県土保全や水源かん養等の機能を果たしており、また、森林がかん養する良質な水は、様々な生物を育み、川や海を豊かにしている。しかしながら、高度経済成長期を境に、生活様式の都市化や公共事業等による利便性・経済性の追求の結果、豊かな自然が徐々に姿を消しつつある。また、それに伴い、人の生活と自然との調和も損なわれてきている。

森林では、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化や担い手の高齢化等により、適切な維持や管理が行われにくくなってきており、森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。特に、森林の持つ水源かん養機能の低下は、河川の水量や水質にも影響し、それが河川や海岸の生態系にも影響を及ぼしている。

河川においても、これまでの治水を重視した河川整備による天然河岸の減少や生活排水等による水質の悪化により、河川の豊かな自然が失われつつある。

海岸も同様に、防護や利便性を重視した海岸整備による自然海岸の減少や生活排水等による沿岸域の水質の悪化により、海岸の豊かな自然が失われつつある。

このように、ふるさとの森と川と海では、一度損なわれるとその復元が難しい豊かな自然が徐々に姿を消してきている。

「ふるさとの森と川と海」とは、本県の区域に所在する森林、河川（湖沼を含む。）及び海岸をいう。

##### 森・川・海のあるべき姿

青森県は、三方を海に囲まれ、広大なブナ天然林に覆われた世界自然遺産である白神山地をはじめとする緑豊かな森が広がる自然あふれるふるさとである。緑豊かな森から流れ出る水は、大小様々な川となり、その流れは、津軽平野や三本木原台地等の広大な農地を潤し、人々の暮らしを支えながら、やがて海に至り、豊饒の幸をもたらしている。

これまで、人々は、ふるさとの森と川と海の自然と調和を保ち、時にはその自然の脅威に畏怖しながら、地域に根ざした生活を営み、同時に地域の文化を育んできた。また、その中で、子どもたちも、自然とのふれあいを通じて、命の大切さを学び、他人を思いやる優しい心や豊かな感性を育んできた。

そのような高度経済成長期以前の森・川・海の状態を理想とし、森・川・海のあるべき姿を以下のように位置付ける。

イ：森が培う良質な水が、様々な生物を育み、豊饒な川と海の源となっている。

ロ：四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られる森・川・海が、人々に潤いとやすらぎを与えている。

ハ：豊かな恵みをもたらす森・川・海が、農林水産業の生産活動や人の生活、地域文化の源となっている。

ニ：木登り、虫取り、魚釣りや水遊び等、子どもたちが遊び・学習する場である森・川・海が、子どもたちの優しい心、豊かな感性を育てている。

#### 森・川・海の保全及び創造の基本的考え方

私たち青森県民は、古くから森・川・海の自然の恵みに支えられながら、農林水産業の生産活動を行い、四季折々の自然とふれあいながら生活を営み、その中で豊かな人間性を育むとともに、祭礼、説話、風俗習慣、伝統的漁猟等、地域の様々な文化を形成してきた。

私たちの生活の基礎である森・川・海の自然環境は、日光、大気、水、大地とこれらにより育まれた生物などを構成要素としており、それぞれが微妙なバランスを保つことにより生態系は成り立っている。

このため、私たちは、人間もまた生態系の一員として存在していることを自覚し、人の活動が自然のバランスを崩さないように努力していかなければならない。

こうした認識に立って、県民・事業者・民間団体・市町村・県・国すべての参加の下に、森・川・海をできる限り自然の状態で維持するとともに、その恩恵を持続的に享受できるような揺るぎない形で次の世代に引き継いでいかなければならない。

そのためには、県民の一人ひとりが、現代の社会経済活動や生活様式のあり方を自ら見直し、森・川・海の価値を正しく認識し、それを大切にす気持ちを持ち、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図り、子どもたちに伝えていかななくてはならない。

また、このような見地に立って、行政の積極的な取り組みや森・川・海に係る人々が連携した一体的な取り組みを行うことにより、安全で豊かなふるさとの森と川と海の保全及び創造に努めなければならない。

なお、「保全」とは、現存するふるさとの森と川と海を適正に維持することをいう。また、適切に手を加えることによって自然の状態が維持されることもあることから、人為的に破壊され、又は自然災害により損傷を受けたふるさとの森と川と海の修復等の維持管理行為を含むものである。「創造」とは、地域文化を形成するふるさとの森と川と海をより豊かにし、より豊かに感じられるように積極的に整備することである。ただし、元々そこにはない状態に整備するのではなく、過去を考察しながら本来あるべき状態に再生するなど現在のふるさとの森と川と海からより良い新たな状態とすることである。

## (2) ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する施策の基本的方向

### 森・川・海の一体的な保全及び創造

ふるさとの森と川と海を保全し、創造していくためには、森・川・海が、水・大気・土砂・栄養塩等の物質や生態系、人の生活でつながっていることを踏まえ、森・川・海を個別にとらえるのではなく、一体として総合的に施策を講じていくものとする。

### 森・川・海の調査の継続的实施

ふるさとの森と川と海の現状及び各種の施策実施後の状況を的確に把握するため、地形、動植物、水量、水質等の調査を、県民の参加を得ながら継続的に実施する。特に、保全地域については、その重要性を考え、継続的なモニタリング調査を行うものとする。

#### 普及啓発等の推進

ふるさとの森と川と海の保全及び創造については、その必要性と各種施策の効果等に対する県民一人ひとりの関心と理解を高め、県民の主体的な取り組みを促進することが重要である。

そのため、各種広報媒体のほか、学校や地域社会における環境教育・体験学習の推進、指導者の育成、各種の参加型行事の企画・実施等により、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する関心と理解の高揚に努め、県民の主体的な活動の契機を作っていく。

特に、次の世代を担う子どもたちに対しては、森・川・海の自然とのふれあいを通じ、自然のすばらしさや大切さを感じることができる遊びや自然体験の機会を提供していく。

#### パートナーシップの形成

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する取り組みについて、県民、事業者、民間団体、学識経験者、行政といった各主体間の適切な役割分担と連携のもとで、パートナーシップの形成を図る。そのため、関連する施策の立案、実施、フォローアップに至るまでの一連の取り組みについて、幅広く県民の意見等を取り入れるための方策を講じるとともに、インターネットをはじめ、あらゆるメディアを活用し、県民参加の促進を図る。

#### 民間団体等の活動への支援

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する様々な民間団体等の活動に対して、自主的な学習・実践活動への助言や情報提供等を行うとともに、相互の意識啓発や交流を図るための場の設定、イベントの支援等を行い、活動のより一層の促進を図る。

#### 関係行政の連携強化

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策が、流域の視点から一体的かつ円滑に進められるように、森・川・海に関わる県関係部局、国、市町村、他県との総合行政的な協力体制を確立するとともに、関連施策等における連携の強化を図る。

イ：県は、土地利用や環境計画等、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に関連する事項に関して関係部局間の調整を図る。

ロ：県は、市町村の施策に対して助言、情報提供等の支援を行う。

ハ：県は、国に対して、森林、河川、自然公園の適正な管理、保安林の指定の推進、公共工事における環境との調和、財政上の支援等の要請を行う。

ニ：他の地方公共団体（秋田県・岩手県・市町村）に対し、関連施策の実施、公共工事における環境との調和、啓発活動等について協力を求める。

#### 負担の公平化、財産権等への配慮

ふるさとの森と川と海の保全及び創造は、県民、事業者、民間団体、市町村、国との連携を密にし、恵み豊かな森・川・海を次の世代に引き継ぐという共通認識を持ち、積極的に展開しな

ればならない。そのためには、ふるさとの森と川と海の保全及び創造と県土の保全その他の公益との調整に留意しながら、負担の公平化、地域住民の生業の安定及び福祉の向上、財産権等に十分配慮し、県民等の理解と協力のもと、施策を総合的な観点から講じていく必要がある。

## 2 ふるさとの森と川と海保全地域に関する基本的な事項

### (1) 保全地域の考え方

ふるさとの森と川と海保全地域(以下「保全地域」という。)は、豊かな自然を有するとともに、農林水産業の生産活動や地域の人々の生活と結び付いて地域文化を形成し、県民の生活の礎となっている森林・河川・海岸の区域を、優れた状態のまま次の世代に伝えていくことを目標とするものである。

保全地域は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本構想に基づき、県土全域を対象として適切に選定され、保全されなければならない。

### (2) 保全地域の指定方針

#### 保全地域の基本的指定要件

保全地域として指定する森林・河川・海岸の基本的な指定要件は、以下のいずれかのとおりである。

#### < 森林 >

- ・ 良質な水の確保に寄与している区域
- ・ 多様な動植物や貴重な種が生息・生育している区域
- ・ 当該区域と一体となって自然環境を形成している土地の区域

#### < 河川 >

- ・ 豊かで良質な水を有する区域
- ・ 瀬、淵、河岸、河畔林等の自然環境が優れた区域
- ・ 多様な動植物や貴重な種が生息・生育している区域
- ・ 当該区域と一体となって自然環境を形成している土地の区域

#### < 海岸 >

- ・ 砂浜、磯、海岸林等の自然環境が優れた区域
- ・ 多様な動植物や貴重な種が生息・生育している区域
- ・ 当該区域と一体となって自然環境を形成している土地の区域

#### 指定の優先的要件

前述の基本的指定要件に加え、保全地域としての優先的な指定の要件は以下のいずれかのとおりである。

イ：人為的影響を受けやすい弱い自然で、一度破壊されると復元が困難な区域

ロ：自然の特徴が特異性、固有性又は希少性を有する区域

ハ：当該区域の周辺において開発が進んでおり、又は進行するおそれがあり、その影響により、優れた自然が損なわれるおそれがある区域

ニ：渡り鳥の飛来地など、動植物の生息・生育にとって、重要な機能を果たしている区域

ホ：ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関して、県民等の主体的・積極的な取り組みが行

われている区域又は行われようとしている区域で、森・川・海の保全に対する県民等の要望が強い区域

#### 指定の範囲

保全地域の指定については、森・川・海の自然環境の特質を保全できる十分な範囲とする。

### (3) 保全のための施策

#### 特定行為への適切な対処

保全地域における特定行為の届出に対しては、規制という観点から、指導、勧告、公表を通じて積極的な対処を図るものとする。また、保全地域において行われる特定行為の内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて、県民の生活の礎となるふるさとの森と川と海の保全の重要性を認識してもらい、保全上適切な方向に誘導し、条例の普及啓発を図るものとする。

#### 保全計画の策定

保全地域の指定に当たっては、特定行為の規制に加え、保全地域の保全をより一層促進するために、当該保全地域における「ふるさとの森と川と海の保全に関する計画」(以下「保全計画」という。)を策定し、ふるさとの森と川と海の保全のための施策を実施するものとする。

保全計画の策定に当たっては、関係県民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

保全計画には、以下に示す事項を定めるものとする。

保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

保全すべき森・川・海の環境の特質の概要

地形、動植物、水質等

保全地域の土地利用、地域文化の概要

土地利用状況、森・川・海と人との関わり、歴史、祭・イベント、説話、風俗習慣等

保全の方針その他保全に関する基本的な事項

保全の目標、保全施策等

ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状況を的確に把握するための指針であり、森・川・海の一体的な保全施策のための指標とする。

清流管理の基本的事項

・管理区間

・管理内容(巡視等)

清流管理のための指標

・管理指標の設定(水量、水質、水生生物等)

・管理すべき基準値

森・川・海の主要な要素を保護するための事項

・野生動植物の生息・生育環境の保全

- ・高齡級の森林への移行、広葉樹林化・複層林化の推進、森林の適正な維持や管理
  - ・瀬、淵、河岸、河畔林等の保全、魚類等の遡上・降下環境の確保
  - ・渓谷や溪流、小川や池・湖沼、湿地・湿原等の多様な水辺環境の保全
  - ・砂浜、磯、干潟等自然海岸の保全
  - ・主要な要素を災害から保護するための施設の整備
  - ・清掃活動
  - ・普及啓発活動、情報の提供、環境教育・学習、人材育成
  - ・パートナーシップによる取り組み
  - ・民間団体等の保全活動への支援
  - ・関係行政の連携強化
- 森・川・海の維持・管理に関する事項
- ・現地での維持・管理内容（巡視、報告、問題発生時の対応等）
  - ・現地管理体制と役割分担（ふるさと環境守人、パートナーシップ）
- 管理上必要な保全施設の整備に関する事項
- ・巡視歩道、標識等の整備等

### 3 その他ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する重要な事項

#### (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する施策の実施

##### 森林の適正な維持・管理の推進

##### イ：ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽

植栽に当たっては、ブナ、ヒバ等の郷土樹種を中心に行い、生育のための適正な管理を行う。また、スギ等の人工林の高齡級への移行、広葉樹林化、複層林化により、郷土色豊かな森林の保全及び創造を図る。

##### ロ：森林の適正な間伐や保育の推進

森林においては、適正な間伐や保育を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持増進を図る。

##### ハ：魚つき保安林の指定の推進

水面に対する森林の陰影や投影、魚類等に対する養分の補給、水質汚濁防止の作用により、魚類の生息と繁殖を助けることを目的とした魚つき保安林等、森林法による保安林指定を、必要に応じて推進する。

##### 自然豊かな川づくりの推進

##### イ：河川整備における多自然型川づくりの実施

河川の整備においては、河川が本来有している多様な自然環境、生態系、川らしい広々とした空間等に調和した多自然型川づくりを基本とし、また、その効果を検証するための調査を行う。

##### ロ：自然再生型川づくりの実施

河川環境の整備と保全を目的とし、流域の視点から川を再自然化する自然再生型川づくり（湿地の再生、自然河川の再生、河口部の干潟再生等）を実施し、また、その効果を検証するための調査を行う。

### 多様な自然と調和した海岸づくりの推進

海岸の整備においては、多様な動植物の生息・生育環境、浄化機能を有する干潟、砂浜・磯など海岸らしい自然環境に調和した海岸づくりを基本とし、また、その効果を検証するための調査を行う。

### 森・川・海とのふれあいの場の整備

森・川・海とのふれあいを通じ、自然のすばらしさや大切さを感じることができる自然体験の場、遊びの場、憩い・安らぎの場、人々の交流の場を整備する。

### 関連施策との連携

グリーンツーリズム等の観光・産業の発展に資するものや環境教育等種々の関連施策との連携を図ることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的に推進する。

## (2) ふるさと環境守人

### ふるさと環境守人の役割

「ふるさと環境守人」は、農林水産業の生産活動や人々の生活と結び付いて地域文化を形成してきたふるさとの森と川と海を保全する上で、重要な役割を担う自発的な参加型の番人であり、その役割は以下に示すとおりである。

#### イ：巡視活動

保全地域を重点的に巡視することにより、無届特定行為、森林の無断伐採、ごみの発見等、ふるさとの森と川と海の保全に支障を及ぼす事態を迅速かつ的確に把握・防止する。また、保全地域内の森・川・海の状況について、定期的に観察を行うとともに、情報収集に努め、県に報告する。

#### ロ：啓発活動

ふるさとの森と川と海の保全及び創造の必要性について、県民や事業者などの関心と理解を深めるため普及啓発を図る。

### ふるさと環境守人の条件

「ふるさと環境守人」は参加型を基本とし、ふるさとの森と川と海の保全及び創造についての理解と熱意があり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動をボランティア等で積極的に行っている又は行おうとしている者の中から委嘱する。

なお、「ふるさと環境守人」に関する権限や研修等具体的な事項について要綱を策定する。